

ISSUE BRIEF

諸外国における戦後の憲法改正【第2版】

国立国会図書館 ISSUE BRIEF NUMBER 431 (NOV.20.2003)

政治議会課憲法室

やまおか のりお
(山岡 規雄)

調査と情報

第431号

[凡例]

- ・アメリカ、カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、オーストラリア、中国、韓国の 8 カ国について、1945 年以降、2003 年 10 月末現在までの憲法改正の動き（新憲法の制定を含む）を一覧にした。
- ・制定年月日中の下線は、現行憲法であることを示している。
- ・改正日付が同一であっても、別個の法律で改正されている場合は、別個の改正として扱うこととした。

国名	制定年月日	改正年月日	内容
アメリカ合衆国	<u>1787. 9. 17</u>		アメリカ合衆国憲法
		1951.2.27	第 22 修正 - 大統領の 3 選禁止
		1961.3.29	第 23 修正 - コロンビア特別区の市民への大統領選投票権付与
		1964.1.23	第 24 修正 - 連邦選挙における人頭税撤廃
		1967.2.23	第 25 修正 - 大統領職の継承及び代行
		1971.7.5	第 26 修正 - 選挙権年齢の満 18 歳への引き下げ
		1992. 5. 19	第 27 修正 - 連邦議員の任期途中の歳費引き上げの禁止
カナダ * 「カナダ憲法」は 1982 年カナダ法、1982 年憲法別表第三欄に掲げられた法令及びこれらの改正のことをいうが、本表では 1867 年憲法と 1982 年憲法に限定することとした。 * 上記 2 法については、明文改正を伴わない場合であっても、他の憲法、州法によって実質的に改正される場合もある。本表ではそうした憲法改正については省略した。	<u>1867.3.29</u>		1867 年憲法 (旧称 1867 年英領北アメリカ法)
		1946.7.26	§ 51 - 下院議席数の変更
		1949.12.16	§ 91 - 連邦議会の専属的立法事項への公債、公有財産権の追加
		1950.5.23	§ 118 (削除) - 州に対する交付金の廃止
		1951.5.31	§ 94A (追加) - 老齢年金に関する立法権限の州から連邦への移管
		1952.6.18	§ 51 - 下院議席数の変更
		1960.12.20	§ 99 - 最高裁判事の定年制の導入
		1964.7.31	§ 94A - 年金に関する連邦議会の権限の拡大
		1965.6.2	§ 29 - 上院議員の定年制の導入
		1974.12.20	§ 51 - 下院議席における州代表議員数の調整
		1975.3.13	§ 51 - 下院における準州代表議員数の調整
	1975.6.19	§ 21, § 22, § 28 - 上院議席数、準州選出議員の追加、定数の上限の変更	

国名	制定年月日	改正年月日	内容
カナダ(続き)	<u>1867.3.29</u>	1982.3.29	§ 1 - 名称の変更 -、§ 20, § 91, § 92 (削除) - 1982 年憲法法の規定が代替 -、§ 92A (追加) - 再生不可能な天然資源、森林資源及び電力に関する州の立法権限
		1986.3.4	§ 37, § 51 - 下院における州代表議員数の調整
		1997.12.22	§ 93A - ケベックの適用除外
		1998.6.11	§ 21, § 28, § 51 - 上院議席数の変更及び上限の変更
	<u>1982. 3.29</u>		1982 年憲法法人権、憲法改正手続きなどに関する事項を規定 憲法制定権を英国から完全に移管すると同時に定められた新憲法
		1984. 7.11	§ 25, § 35, § 35.1 (追加), 第 4.1 章 = § 37.1 (追加), § 54.1 (追加), § 61 (追加) - 先住民の権利
		1993. 4. 7	§ 16.1 (追加) - ニュー・ブランズウィック州内の英語共同体とフランス語共同体の同等の地位・権利
フランス共和国	1946.10.27		フランス第 4 共和国憲法
		1954.12.7	§ 7 - 戒厳令の規定の追加 -、§ 9 - 議会の会期の延長 -、§ 11 - 議院の理事部の選挙方法 -、§ 12 - 臨時会の会期 -、§ 14, § 20 - 共和国参議院の法案審査権の拡大 -、§ 22 - 国会議員の起訴・逮捕の制限の緩和 -、§ 45, § 49, § 50 - 内閣の信任・不信任手続の変更 -、§ 52 - 解散の場合の内閣の職務の継続
		1958.6.3	憲法改正委任法(§ 90 の改正) - 第 4 共和制崩壊 全権委任法 - 第 5 共和制成立
	<u>1958.10.4</u>		フランス第 5 共和国憲法 大統領権限の強化、国民投票の導入など
		1960.6.4	§ 85, § 86 - フランス共同体加盟国の独立
		1962.11.6	§ 6, § 7 - 大統領の直接選挙制
		1963.12.30	§ 28 - 議会の会期の変更
		1974.10.9	§ 61 - 憲法院への提訴権者の拡大
		1976.6.18	§ 7 - 大統領選挙期間中の事故への対応

国名	制定年月日	改正年月日	内容
フランス共和国 (続き)	1958.10.4	1992. 6.25	§ 2 - 公用語 -、 § 54 - 憲法院への提訴権者の拡大 -、 § 74 - 海外領土の地位及び特別組織の規定のための手続 -、 14章 = § 88 の 1~4 (追加) - 欧州連合条約 (マーストリヒト条約) 批准のための改正
		1993. 7.27	§ 65, 10章 = § 68 の 1~2 (追加), § 93 (追加) - 閣僚の職務上の罪に対する裁判手続の簡素化、司法権の独立強化
		1993.11.25	§ 53 の 1 (追加) - 経済難民の規制
		1995. 8. 4	§ 11 - 国民投票の対象事項の拡大 -、 § 12, § 28, § 48, § 49, § 51 - 議会の会期の延長 -、 § 26 - 議員の不逮捕特権の制限 -、 § 1 (削除), § 2 (1項) を § 1 に、 § 5, § 68 の 3 (追加), § 70, § 76 (削除), § 88, 13章 = § 77~87 (削除), 17章 = § 90~93 (削除) - フランス共同体及び経過規定の廃止
		1996. 2.22	§ 34, § 39, § 47 の 1 (追加) - 社会保障財政法律の新設
		1998.7.20	13章 = § 76~77 (追加) - ニュー・カレドニアの地位
		1999.1.25	§ 88 の 2, § 88 の 4 - アムステルダム条約批准のための改正
		1999.7.8	§ 3, § 4 - 男女平等の促進 -、 § 53 の 2 (追加) - 国際刑事裁判所の創設の承認
		2000.10.2	§ 6 - 大統領の任期短縮
		2003.3.25	§ 88 の 2 - 欧州逮捕状
		2003.3.28	§ 1, § 13, § 34, § 37 の 1 (追加), § 39, § 72, § 72 の 1~4 (追加), § 73, § 74, § 74 の 1 (追加) - 地方分権改革 -、 § 7 - 大統領選の第二回投票の期日 -、 § 60 - 憲法院による国民投票の適法性の監視
		ドイツ連邦共和国	1949. 5.23
1951.8.30	§ 143 (削除) - 内乱罪		
1952.8.14	§ 120a (追加) - 占領費等支出の連邦及び州の負担調整実施の規定		
1953.4.20	§ 107 - 競合的立法に服する租税の配分決定期限の変更		

国名	制定年月日	改正年月日	内容
ドイツ連邦共和国(続き)	1949. 5.23	1954.3.26	§ 73, § 79, § 142a (追加) - 連邦の専属的立法事項への防衛義務等の追加、防衛関連条約の合憲性の承認
		1954.12.25	§ 107 - 競合的立法に服する租税の配分決定期限の変更
		1955.12.23	§ 106, § 107 - 連邦と州の間の租税収入配分、州間財政調整
		1956.3.19	§ 1, § 12, § 17a, (追加) § 36, § 45a (追加), § 45b (追加), § 49, § 59a (追加), § 60, § 65a (追加), § 87a (追加), § 87b (追加), § 96, § 96a (追加), § 137, § 143 (追加) - 再軍備
		1956.12.24	§ 106 - 対物税収入の市町村への帰属
		1957.10.22	§ 135a (追加) - 一定の公的債務の履行の限定
		1959.12.23	§ 74, § 87c (追加) - 競合的立法事項への核エネルギーの追加
		1961.2.6	§ 87d (追加) - 航空運輸行政
		1961.3.6	§ 96, § 96a - 連邦懲戒裁判所、連邦服務裁判所、軍刑事裁判所に関する規定の整理
		1965.6.16	§ 74 - 競合的立法事項の変更(戦傷者及び戦争遺族の援護等、戦死者等の墓地)
		1965.7.30	§ 120 - 連邦及び州による占領費等支出の分担
		1967.6.8	§ 109 - 全経済的均衡に関する規定の追加
		1968.6.18	§ 92, § 95, § 96 (削除), § 96a (§ 96 に), § 99, - 連邦最高裁判所の合同部の設置
		1968.6.24	§ 9, § 10 ~ § 12, § 12a (追加), § 19, § 20, § 35, 4a 章 = § 53a (追加), § 59a (削除), § 65a, § 73, § 80a (追加), § 87a, § 91, 10a 章 = § 115a ~ l (追加), § 142a, § 143 (削除) - 緊急事態条項の追加
		1968.11.15	§ 76, § 77 - 政府提出法案に対する連邦参議院の態度表明のための期間等の変更
		1969.1.29	§ 93, § 94 - 連邦憲法裁判所の管轄事項の追加、憲法異議の手續

国名	制定年月日	改正年月日	内容
ドイツ連邦共和国(続き)	1949. 5.23	1969.5.12	§ 109, § 110, § 112 ~ § 115 - 予算改革
		1969.5.12	§ 91a(追加), § 91b(追加), § 104a(追加), § 105 ~ § 108, § 115c, § 115k - 財政改革
		1969.5.12	§ 74, § 75 - 競合的立法権及び連邦の大綱的規定発布権の対象事項の変更 -、§ 96 - 懲戒裁判
		1969.7.17	§ 76 - 連邦参議院提出法案の送付期限
		1969.7.28	§ 120 - 連邦及び州による占領費等支出の分担
		1969.8.19	§ 29 - 連邦領域の新編成における住民投票
		1969.8.26	§ 96 - 州裁判所による連邦裁判権の行使
		1970.7.31	§ 38 - 選挙権年齢・被選挙権年齢の引き下げ -、§ 91a - 連邦と州の共同任務
		1971.3.18	§ 74a(追加), § 75, § 98 - 公務員の俸給及び扶助に関する競合的立法権
		1971.3.18	§ 74 - 競合的立法事項への動物保護の追加
		1972.4.12	§ 74 - 競合的立法事項への環境保護の追加
		1972.7.28	§ 35, § 73, § 74, § 87 - 災害時における連邦の協力
		1975.7.15	§ 45c - 訴願委員会の設置
		1976.8.23	§ 29 - 連邦領域の新編成の手続 -、§ 39 - 連邦議会選挙の時期 -、§ 45(削除) - 連邦議会の常任委員会 -、§ 45a - 外務・国防委員会の会期 -、§ 49(削除) - 2つの会期の間の委員の権利
		1976.8.23	§ 74 - 競合的立法事項への爆発物の規制の追加
		1983.12.21	§ 21 - 政党の憲法的地位
		1990. 9.23	前文, § 23(削除), § 51, § 135a, § 143(追加), § 146(「統一条約」§ 4による改正) - 東西ドイツ再統一による改正
1992. 7.14	§ 87d - 航空交通行政の州への委託		

国名	制定年月日	改正年月日	内容
ドイツ連邦共和国(続き)	1949. 5.23	1992.12.21	§ 23 (追加), § 24, § 28, § 45(追加), § 50, § 52, § 88, § 115e - マーストリヒト条約批准のための改正
		1993. 6.28	§ 16, § 16a (追加), § 18 - 庇護権
		1993.12.20	§ 73, § 74, § 80, § 87, § 87e (追加), § 106a (追加), § 143a (追加) - 連邦鉄道の民営化
		1994. 8.30	§ 73, § 80, § 87, § 87f (追加), § 143b (追加) - 郵政事業の民営化
		1994.10.27	§ 3 - 男女同権の促進 -, § 20a (追加) - 環境保護 -, § 28 - 地方自治体の財政上の自己責任 -, § 29 - 連邦領域の新編成の手續 -, § 72 - 競合的立法権の範囲 -, § 74 - 競合的立法事項の変更 -, § 75 - 連邦の大綱的規定発布権の対象事項の変更 -, § 76, § 77 - 連邦参議院による態度表明期間の延長など立法手續の変更 -, § 80 - 連邦参議院による法規命令発令の提案等 -, § 87 - 州の領域を越える社会保険の運営 -, § 93 - 連邦参議院・州議会による連邦憲法裁判所への提訴 -, § 118a (追加) - ベルリンとブランデンブルクの再編 -, § 125a (追加) - 従前の連邦法の効力
		1995.11. 3	§ 106 - 連邦と州への租税収入の配分方法
		1997.10.20	§ 28, § 106 - 市町村による売上税収入の取得
		1998.3.26	§ 13 - 盗聴捜査拡大のための改正
		1998.7.16	§ 39 - 議会の会期の変更
		2000.11.29	§ 16 - 国際法廷へのドイツ人の引き渡し
		2000.12.19	§ 12a - 女性志願兵による武器使用役務
		2001.11.26	§ 108 - 徴税に関する中級官庁設置の任意化
		2002.7.26	§ 20a - 動物保護
2002.7.26	§ 96 - 州裁判所による国際法違反の犯罪に対する裁判権の行使		

国名	制定年月日	改正年月日	内容
イタリア共和国	1947.12.27		イタリア共和国憲法
		1963.2.9	§ 56, § 57, § 60 - 両院の構成及び上院の任期
		1963.12.27	§ 57, § 131 - モリーゼ州の新設
		1967.11.22	§ 135, 経過規定 § 7 - 憲法裁判所裁判官の任期の短縮
		1989. 1.16	§ 96, § 134, § 135 - 大臣の弾劾裁判制度の廃止、大臣による犯罪の裁判の管轄
		1991. 11. 4	§ 88 - 大統領が解散権を行使できる期間の条件の緩和
		1992.3.6	§ 79 - 大赦および減刑の法律事項への変更
		1993.10.29	§ 68 - 議員の不訴追特権の一部廃止
		1999.11.22	§ 121 ~ 123, § 126 - 州知事の原則公選制などの地方自治改革
		1999.11.23	§ 111 - 公正な裁判の原則
		2000.1.17	§ 48 - 在外投票
		2001.1.23	§ 56, § 57 - 在外選挙区の設定
		2001.10.18	§ 114, § 115 (削除) § 116 ~ 119, § 123, § 124 (削除), § 125, § 127, § 128 ~ 130 (削除), § 132 - 地方分権改革
2002.10.23	経過規定 § 13 - 旧王家の子孫の選挙権・公職就任権の承認、男系子孫の入国の承認		
2003.5.30	§ 51 - 男女平等の促進		
オーストラリア連邦	1900.7.9		オーストラリア連邦憲法
		1946.12.19	§ 51 - 議会の立法権限への各種社会保障の追加
		1967.8.10	§ 51 - 議会の立法権限への先住民政策の追加 -、§ 127 (削除) - 人口数算定の例外
		1977.7.29	§ 15 - 上院の欠員補充 -、§ 72 - 裁判官の定年 -、§ 128 - 特別地域の憲法改正投票権
中華人民共和国	1954.9.20		中華人民共和国憲法 「1954年憲法」
	1975.1.19		「1975年憲法」 国家主席の廃止、共産党の指導的地位の強化など
	1978. 3. 5		「1978年憲法」 「4つの現代化」の国家目標化、全国人民代表大会の権限の復活など

国名	制定年月日	改正年月日	内容
中華人民共和国 (続き)	1978. 3. 5	1979. 7. 1	2章3節の標題, § 34, § 35, § 36, § 37, § 38, § 42, § 43 - 地方制度改革
		1980. 9.10	§ 45 - 言論の自由の一部制限
	1982.12. 4		「1982年憲法」 全人代常務委員会の職権の拡大、国家主席の復活など
		1988. 4.12	§ 10 - 土地使用権の譲渡の許可 -、§ 11 - 市営経済の認知
		1993. 3.29	前文 - 社会主義初級段階論等の追加 -、§ 7 - 所有と経営の分離 -、§ 8 - 人民公社の廃止 -、§ 15 - 社会主義市場経済の原則 -、§ 16 - 所有と経営の分離 -、§ 17 - 集団経済組織の幹部の権限・責任強化 -、§ 42 - 所有と経営の分離 -、§ 98 - 県等の人民代表大会の任期の延長
		1999.3.15	前文 - 鄧小平理論の追加 -、§ 5 (追加) - 社会主義法治国家の建設 -、§ 6 - 多種の所有制経済の認知 -、§ 8 - 農村の集団経済組織の経営形態 -、§ 11 - 非公有制経済の積極的認知 -、§ 28 - 反革命罪の国家安全危害罪への改称
大韓民国	1948.7.17		大韓民国憲法 「第1共和国憲法」
		1952.7.7	大統領・副大統領の直接選挙、二院制の採用、國務院(内閣)に対する不信任制度の導入、國務総理(首相)任命の際の国会の承認など *改正条文が多数にわたるため、改正内容については概要のみを記すこととした。以下、1960年6月15日の改正まで同様。
	1954.11.29	初代大統領に対する3選制限の撤廃、主権制限・領土変更に関する国民投票制の導入、憲法改正の国民発案、國務総理制の廃止、自由市場体制への転換など	

国名	制定年月日	改正年月日	内容
大韓民国（続き）	1948.7.17	1960.6.15	「第2共和国憲法」 基本的人権の保障強化、議院内閣制への変更、憲法裁判所の設置など * 憲法の定める手続に従った改正ではあるが、大幅な改正であったため、「第2共和国憲法」と呼ばれている。
		1960.11.29	附則 - 反民主行為処罰のための遡及処罰
	1962.12.26		「第3共和国憲法」 大統領制・一院制への変更、憲法裁判所の廃止など * 憲法改正であるのか、新憲法の制定であるのか、憲法学者の間で見解が分かれている。
		1969.10.21	§ 36 - 国会議員定数の変更 -、§ 39 - 国会議員の國務委員（大臣）兼職許可 -、§ 61 - 大統領弾劾訴追のための要件強化 -、§ 69 - 大統領の3選の許可
	1972.12.27		「第4共和国憲法」 法律の留保による基本的人権の本質的内容の制限、統一主体国民会議による大統領の選出、大統領の緊急措置権など
	1980.10.27		「第5共和国憲法」 統一主体国民会議の廃止、選挙人団による大統領の間接選挙、憲法委員会の設置、基本的人権の不可侵性など
	<u>1987.10.29</u>		「第6共和国憲法」 基本的人権の拡充、大統領の直接選挙、国会の国政監察権の復活、憲法裁判所の設置など * 憲法改正であるのか、新憲法の制定であるのか、憲法学者の間で見解が分かれている。